

令和8年度学力向上推進事業

ひやみかち教室（中学校学習支援教室）業務委託

企画提案実施要領

1 趣旨

本市では、自立した学習者を育成することをめざし、学力向上推進事業に取り組んでいる。

現在、本市児童生徒の自己有用感や、ICT活用スキルは向上しているが、学習のつまづきや目的に応じて自分に合った学び方を自己調整することにおいては課題がみられる。

そこで、個々の学習課題や生徒の特性に応じたきめ細やかな学習支援策を行い、基礎的・基本的な知識・技能の定着と社会的自立を目指し、市立各中学校に学習支援教室を設置し、学習支援業務を実施する。

については、本業務の遂行に最も適した委託先を、高度な専門性と企画力を重視する「公募型プロポーザル方式」により選定する。

なお、本実施要領は、当該プロポーザルの実施にあたり、業務内容、参加要件および選定手続き等の必要事項を定めるものである。

※ 本事業は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用して実施する。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名：令和8年度ひやみかち教室（中学校学習支援教室）業務委託
- (2) 選定方法：企画提案書（プレゼンテーション）、その他提出書類に基づく審査
- (3) 委託期間：契約締結の日～令和9年3月5日（金）
- (4) 業務内容：詳細は仕様書による。
- (5) 提案上限額：28,662,000円（消費税および地方消費税を含む。）

※ この金額は契約額等を示すものではない。

3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本店、支店又は営業所を有する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされたものでないこと。
- (4) 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくは公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 国税、県税及び市税について未納がないこと。（証明書の提出を要します。）

4 募集等における主なスケジュール

- (1) 応募受付開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年4月1日（水）
- (2) 質問書締切・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年4月7日（火）12:00
- (3) 参加申込書締切・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年4月14日（火）17:00
- (4) 企画提案書提出締切・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年4月21日（火）17:00
- (5) プレゼンテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年5月1日（金）午前
 - ※ 諸事情により、変更となる場合があります。
 - 日程、時間につきましては、別途通知いたします。
- (6) 契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年5月中旬予定

5 企画提案への参加申し込み

企画提案に参加を希望する方は、下記の参加申込書を提出期間内に提出すること。

- (1) 提出物
 - 参加申込書（様式1）・・・1部提出
- (2) 提出方法
 - 持参又は電子メールより沖縄市教育委員会指導課に提出すること。
- (3) 提出期間
 - 令和8年4月14日（火）の17時00分まで

6 企画提案書の提出について

- (1) 提出物
 - 企画提案書（様式2～様式8）・・・15部提出（1部原本、14部コピー）
 - ※ 様式6については、業務提携・共同企業体による提案の場合のみ提出すること。
- (2) 提出期間
 - 令和8年4月21日（火）の17時00分までに提出すること。（土日祝祭日を除く。）
 - なお、郵送の場合も、上記日時までに必着とする。
- (3) 提出方法
 - 持参又は郵送により沖縄市教育委員会指導課に提出すること。郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。
 - 提出先 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26-1
 - 沖縄市役所 教育委員会 指導部 指導課
 - （本庁7F）電話：098-939-7976（直通）

7 企画提案書の作成

(1) 提出する企画提案書類の規格はA4版両面とする。

(2) 仕様書の記載事項等を踏まえて、様式3～8-1の様式を除き20頁以内とする。

(3) 企画提案書は、事前に選定委員に審査資料として配布する。

プレゼンテーションの説明資料として、仕様書を踏まえ下記①及び②の項目について提案書を作成し15部提出（1部原本、14部コピー）すること。

（原本については印刷用として片面での提出）

① 提案の基本的考え方

沖縄市における「学力向上」に向けた、基本的な考え方を記載すること。

「1人1台端末」の効果的な活用について記載すること。

仕様書記載事項以外の他社比較による特色及び優位性・独自性等も記載すること。

② 業務の実施計画

以下の内容について記載すること。

ア 事業の実施にあたって、学校ニーズ等の把握や把握に基づいた方策、教室の開催方法等の運営全般に係る事項。

イ 全体スケジュール（運営、支援内容、講師研修、報告）など具体的かつ詳細に記載すること。

8 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問書締切

令和8年4月7日（火）正午まで

(2) 提出方法

FAXまたは電子メール（いずれの方法でも締切日時内必着とする。）にて質問書（様式9）を提出すること。

FAX：937-3548 電子メール：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp

※送信の旨、電話連絡をすること。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は令和8年4月10日（金）までに市公式HPにて公表する。

9 選定方法

(1) 審査方法

審査は、非公開とする。

沖縄市で構成する委託業者選定委員会を設置し、各委員が各提案内容を評価項目に沿って評価し、その評価した点数に基づき、委託候補者を決定する。ただし、最優秀者の合計点数が50%に満たない場合には、委託候補者を選定しないことができる。

(2) プレゼンテーション開催日時

令和8年5月1日（金）午前

ア 日時、順番、場所、時間及び時間配分等については、別途通知する。

- イ 企画提案書の内容に基づいて説明すること。
- ウ 実際の業務に携わる責任者が必ず出席すること。

(3) 提案説明時間 20分以内

(4) 提案に対する質疑応答 15分程度

(5) 審査項目

- ① 業務経歴
- ② 業務実施体制
- ③ 企画提案書
 - ア 業務実績
 - イ 本業務の趣旨理解
 - ウ 仕様書以外の特色や独自性
 - エ 運営内容
 - オ 安全対策・危機管理

(6) 審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に3営業日以内に書面で通知する。
ただし、審査結果に対しての異議の申し立ては受け付けない。
また、電話等による個別審査結果についての問合せには応じないものとする。

10 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

沖縄市は、選定委員会にて審査した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る提案上限額の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ① 本業務委託の仕様については、委託候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し、沖縄市において定める。
- ② 委託候補者に対し、業務委託の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③ 企画提案書に記載した配置予定主任担当者は、特別の理由により請負者がやむ

を得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 契約内容等

本業務委託の契約は、沖縄市契約規則によるものとする。

(5) 不可抗力

天災地変、感染症、その他不測の事態の発生等、双方の責に帰することができない事由により、契約の全部または一部が遅滞または履行できない場合は、その対応について双方で協議する。

(6) 契約時における追加提出書類

- ① 納税証明書（国、県、市町村税の滞納のない証明書）
- ② 履歴事項全部証明書
- ③ 法人、団体等の定款又は設立趣意書
- ④ その他市長が必要と認める書類

1 1 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本実施要項に違反すると認められる場合。
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等選定委員会委員長が失格であると認めた場合。

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（誤字・脱字等の軽微なものを除く。）なお、提出書類は返却しないものとする。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する全ての費用等は、参加者の負担とする。

(4) その他

- ① 参加者は、プロポーザル企画提案書の提出をもって、プロポーザルに係る事項（参加者要件等）の記載内容に同意したものとする。
- ② 審査に関する異議申し立ては、一切受け付けない。
- ③ プロポーザル参加者は、他の参加者のプロポーザル提案を傍聴することはできない。
- ④ プレゼンテーションに電子機器を使用する場合、企画提案書提出時に事務局に申し出ること。

1 2 事務局

事務局は、教育委員会指導部指導課に置く。

電話：098-939-7976（直通） メールアドレス：kyo_sidob04@city.okinawa.lg.jp